

指名停止について

平成 26 年 10 月 16 日

胎内市長 吉 田 和 夫

胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「要領」という。）に基づき、下記のとおり指名停止を行う。

記

1 指名停止業者名

株式会社 さくら設計（代表取締役 小林 敏徳）
新潟県胎内市新和町 2 番 4 号

2 指名停止期間

平成 26 年 10 月 16 日から平成 27 年 2 月 15 日まで

3 指名停止理由

胎内市発注の胎内市統合学校給食センター基本・実施設計業務委託において、工事費積算過程で電気設備工事の電気容量計算を誤ったことにより容量不足の設備が計上され、胎内市統合学校給食センター建設工事（電気設備工事）の施工に関し重大な支障を与えたことが、要領第 2 条第 1 項別表第 1 第 2 号（過失による粗雑工事）に該当するため。